

事務連絡  
令和2年3月23日

各都道府県・政令市 住宅担当部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

新型コロナウイルス感染防止等に関連する公営住宅等入居者の家賃滞納等への対応  
について

公営住宅入居者の家賃滞納への対応については、これまでも、平成26年11月5日付け国住備第135号等により、やむを得ず家賃が支払えない状況にある者に対しては、その収入等の状況や事情を十分把握した上で、適切な措置をとられるよう通知しているところです。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、収入が減少し、やむを得ず家賃が支払えない状況にある者に対しても、家賃減免の適用等の負担軽減措置を講じるなど、適切に対応いただきますようお願いします。

また、公営住宅への入居に際しての保証人の取り扱いについては、2月20日付け国住備第130号等により通知しているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、公営住宅への入居を希望する者に対する保証人の取り扱いについても、特段の配慮を願います。

地方住宅供給公社が供給し管理する賃貸住宅にあっても、これに準じた対応を要請していただくようお願いします。

なお、貴管内の事業主体（政令市を除く。）に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

## 記

- 1 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、収入が減少し、家賃を滞納している入居者に対して、平成26年11月5日付け国住備第135号により通知した内容を踏まえ、適切な措置を講じること
  - (1) 入居者の収入等の状況や事情を十分に把握し、入居者のおかれている状況に応じて、個別具体的に家賃の徴収猶予等を行うこと
  - (2) 家賃負担が著しく過大となり、やむを得ず家賃を支払えない状況にある者に対しては、家賃減免の適用等の負担軽減措置を講じること
  - (3) この場合、民生部局、生活困窮者自立支援制度主管部局等とも十分に連携されたいこと
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、公営住宅に入居を希望する者に対しては、事業主体が設定している入居要件の適用について、弾力的な取り扱いをお願いします。特に、保証人の確保を入居要件としている事業主体にあつては、2月20日付け国住備第130号により通知した内容を踏まえ、入居希望者の努力にかかわらず保証人がみつからない場合に、保証人の免除を行う、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、入居者の事情に配慮した丁寧な対応をお願いします。